

日ベトナム経済連携協定（日ベトナム経済連携協定税率がMFN税率(注1)より高い品目）（2025年4月現在）

1602.90-269(注2)

(注1)「MFN税率(実行最恵国税率)」は、実行のWTO税率若しくは国定税率(基本税率又は暫定税率)を指す。

(注2)一部品目のみ。

(※) 日ベトナムEPA第16条第3項に基づき、MFN税率が同EPA附属書一の日本国の表に基づく税率より低い場合には、その低いMFN税率を日ベトナムEPA税率として適用する。